第149回
定時株主総会招集ご通知

日　時

令和２年6月23日（火曜日）午前10時

場　所

大阪市北区梅田２丁目５番25号

ザ・リッツ・カールトン大阪

ザ・テラスルーム（４階）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限：令和２年６月22日（月曜日）午後５時まで

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

株主総会へのご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、ご体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願いいたします。ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。

目　次

P. 1　第149回定時株主総会招集ご通知
P. 3　株主総会参考書類
　　添付書類
P.17　事業報告
P.33　連結計算書類
P.42　計算書類
P.50　監査報告書
P.56　ご参考

SPK株式会社

証券コード 7466

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、皆様の生活、日本経済、世界経済に大きな混乱を引き起こし、景気は減速を余儀なくされようとしておりますが、このような状況の中、当社にご支援いただき、心より感謝申しあげます。

平成31年度(令和元年度)の業績は、前期比で申しあげますと、売上高は2.3%増の438億60百万円、利益面では営業利益は1.0%増の19億45百万円、経常利益は0.7%増の19億32百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9.3%増の15億53百万円となりました。

株主の皆様への配当につきましては、株主重視の経営方針に基づき、予定配当を上回る年間5円増配して年間72円（22期連続増配）にさせていただきました。本年4月1日付で、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的として普通株式1株を2株とする株式分割を実施しました。

時代の変化に対応してきた当社は、これからも社員一丸となって、この困難な状況を乗り越えてまいりますので、株主の皆様の一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましても、くれぐれも健康にご留意いただければと存じます。

令和２年5月

代表取締役社長　沖　恭一郎

SPKの企業文化

〈経営理念〉

誠実(**S**incerity)に生き

情熱(**P**assion)を持って仕事をし

親切(**K**indness)な対応ができる

企業人の集団

経営指針

代表取締役社長　沖　恭一郎

世界は新型コロナウイルス感染症の猛威の中、かつてない危機にみまわれています。いまだ収束の時期を見定めるのは難しく、問題の長期化に伴い経済と生活への影響は計り知れません。

この危機の中でも、無事年次決算を増収増益にてご報告できますのは、「自動車補修部品の供給というライフラインを守る」使命感に燃え活動を続けたＳＰＫの社員を支えていただいた株主の皆様、お取引先様のおかげです。心からの感謝を申しあげます。

２０１８年度からの３年間は、ＳＰＫが新たな進化を遂げるための土台作りの３年間と位置づけています。ＳＰＫは１００年を超える歴史の中で数多くの大きな危機に直面しましたが、そのたびに変革を推進、成長を続けました。変革の精神はＳＰＫのＤＮＡとして社員全員にしっかりと根付いています。

土台作りの最後の１年となる今年、私たちは、この環境激変はＳＰＫが大きな進化を遂げるための好機ととらえています。社員の命と生活を守る、グローバルの部品供給を守ることは無論最優先です。企業継続プランに基づき、環境激変にも耐えるヒト（人財育成・働き方改革）・モノ（物流拠点の整備・ＩＴ化の実現）・カネ（グローバル資金管理等）の３つの土台の完成を目指します。

４月には大きな組織改編を行い、新生CUSPA営業本部を加えた４営業本部体制を敷きました。世界での活動を支えるグローバルアフターマーケットセンターも設立、グループ会社と共に力を合わせ、進化を遂げる覚悟です。

株主の皆様に、進化するＳＰＫに今後も変わらぬご指導ご協力を賜りたく、なにとぞよろしくお願い申しあげます。

証券コード 7466
令和２年５月29日

株主の皆様へ

大阪市福島区福島５丁目５番４号
SPK株式会社
代表取締役社長　沖 恭一郎

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、事情をご推察のうえ、できるだけ郵送により議決権を行使くださいますようお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和２年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	日時	**令和２年６月23日（火曜日）午前10時**
2	場所	大阪市北区梅田２丁目５番25号 **ザ・リッツ・カールトン大阪　ザ・テラスルーム（４階）** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3	会議の目的事項	**報告事項** １．第149期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査の結果報告の件 ２．第149期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** **第１号議案**　定款一部変更の件 **第２号議案**　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件 **第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件 **第４号議案**　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件 **第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.spk.co.jp/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応につきまして

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、**株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。**なお、**株主総会開催日におきまして感染拡大の収束が見込まれない場合、下記の対応を実施させていただく予定です。**本株主総会へのご出席を予定または検討されている株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

記

感染拡大の収束が見込まれない場合

1．感染のリスクを避けるため、**株主総会のご来場を見合わせ、書面により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします**（その際、令和２年６月２２日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。）。
2．発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス感染症」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りする場合がございます。
3．ご出席いただいた場合、当日は、**アルコール消毒液の設置やマスク着用等の感染拡大防止のための措置をとらせていただきます。**また、**入口にて検温を実施させていただく予定です。**体温が３７．５℃以上の株主様には本会場のご入場をお控えいただく場合がございますのでご理解いただきますようお願い申しあげます。
4．座席は間隔をあけて設けさせていただきますので会場席数に限りがあります。当日ご入場をお断りする場合がありますのでご理解いただきますようお願い申しあげます。
5．本株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきますのでご理解いただきますようお願い申しあげます。
6．議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますのでご理解いただきますようお願い申しあげます。

※今後の感染拡大の状況や政府の発表内容等に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、予め情報をご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイトＵＲＬ　　http://www.spk.co.jp/

以　上

議案および参考事項

［第1号議案］定款一部変更の件

1.提案の理由

(1) 当社は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設を行うものであります。

なお、本規定の新設については、各監査役の同意を得ております。（変更案第33条）

その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正整理変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> （削除） (3) 会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第 2 章　株　　式	第 2 章　株　　式
第 6 条～第 10 条　（条文省略）	第 6 条～第 10 条　（現行どおり）
第 3 章　株　主　総　会	第 3 章　株　主　総　会
第 11 条～第 16 条　（条文省略）	第 11 条～第 16 条（現行どおり）
第 4 章　取締役および取締役会	第 4 章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第 17 条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第 17 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
（新　設）	2.　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第 18 条　取締役は、株主総会において選任する。	第 18 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
第２項～第３項（条文省略）	第２項～第３項（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第 19 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。	第 19 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第 20 条～第 21 条（条文省略）	第 20 条～第 21 条（現行どおり）
（取締役の報酬等）	（取締役の報酬等）
第 22 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第 22 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第 23 条（条文省略）	第 23 条（現行どおり）
（取締役会の招集）	（取締役会の招集権者および議長）
第 24 条第 1 項（条文省略）	第 24 条第 1 項（現行どおり）
2.　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）
	（取締役会の招集通知）
（新　　設）	第 25 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第 26 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第 25 条（条文省略）	第 27 条（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第 28 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
（新　設）	（監査等委員会の決議） 第 29 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを決定する。
（新　設）	（取締役への委任） 第 30 条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第 27 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める「取締役会規程」による。	（取締役会規程） 第 31 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（監査等委員会規程） 第 32 条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第 33 条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章　　監査役および監査役会	（削　　除）
（監査役の員数） 第 28 条　　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。 2.　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第 31 条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第 32 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削　除）
（監査役会の招集） 第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の決議） 第 34 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決定する。	（削　除）
（監査役会規程） 第 35 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める「監査役会規程」による。	（削　除）
第 6 章　会計監査人	第 5 章　会計監査人
第 36 条第 1 項（条文省略） 2.　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。 第 3 項（条文省略）	第 34 条第 1 項（現行どおり） 2.　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 第 3 項（現行どおり）
（報　酬　等） 第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報　酬　等） 第 35 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章　計　　算	第 6 章　計　　算
第 38 条～第 41 条（条文省略）	第 36 条～第 39 条（現行どおり）

［第2号議案］取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1 再任 社内	 沖（おき）　恭一郎（きょういちろう） （昭和34年９月22日生）	昭和57年　4月　伊藤忠商事㈱入社 平成14年　5月　当社入社 国内営業本部営業戦略室長 平成19年　4月　当社国内営業本部副本部長 平成21年　6月　当社取締役 平成23年　4月　当社海外営業本部長 平成27年　4月　当社常務取締役 平成30年　4月　当社代表取締役社長（現任）	40,200株
	取締役候補者とした理由 沖恭一郎氏は、平成19年以来、当社の国内営業本部副本部長、海外営業本部長を歴任し、平成30年4月に代表取締役社長に就任しており、当社の国内営業、海外営業の事業分野に豊富な経験・実績・見識を有しており、経営者としてその豊富な経験・実績・見識を活用し、さらなる当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
2 再任 社内	 ふじい　しゅうじ **藤井　修二** (昭和31年４月16日生)	昭和55年　4月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行 平成20年　4月　同行常務執行役員 平成24年　4月　りそな決済サービス㈱取締役副社長 平成25年　9月　当社入社、経営企画室長 平成26年　4月　当社管理本部長（現任） 平成26年　6月　当社取締役 平成27年　4月　当社常務取締役 平成30年　4月　当社専務取締役（現任）	24,600株
	取締役候補者とした理由 藤井修二氏は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する見識を有し、平成26年以来、当社の管理本部長を務めており、当社グループのコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
3 再任 社内	 いもと　みさお **井元　操** (昭和35年９月15日生)	昭和60年　4月　当社入社 平成13年　4月　当社国内営業本部鹿児島営業所長 平成20年　4月　当社国内営業本部仙台営業所長 平成30年　4月　当社国内営業本部長（現任） 平成30年　6月　当社取締役（現任）	4,000株
	取締役候補者とした理由 井元操氏は、平成13年以来、当社の国内営業本部鹿児島営業所長、仙台営業所長を歴任し、当社の国内営業の事業分野に豊富な経験・実績・見識を有しており、さらなる当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4 再任 社内	 土居（どい）　正宏（まさひろ） （昭和36年１月31日生）	昭和59年　4月　松下電器貿易㈱ （現パナソニック㈱）入社 平成21年10月　Panasonic Automotive Systems Asia Pacific (Thailand) Co.,Ltd. 社長 平成22年　4月　Panasonic Automotive Systems India 社長（上記職務と兼務） 平成27年　6月　Ficosa International Spain 取締役（Panasonic協業担当） 平成29年10月　当社入社、工機営業本部副本部長 平成30年　4月　当社工機営業本部長（現任） 令和 元年　6月　当社取締役（現任）	11,000株
	取締役候補者とした理由 土居正宏氏は、海外の事業分野に豊富な経験・実績・見識を有しており、平成29年入社以来、工機営業本部長を歴任し、さらなる当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適任であると判断し、取締役候補者としております。		
5 新任 社内	 木村（きむら）　彰良（あきら） （昭和37年２月25日生）	昭和60年　4月　ニチメン㈱（現双日㈱）入社 平成14年11月　豊田通商㈱入社 平成26年　4月　Toyota Adria d.o.o.社長 平成29年　4月　当社入社、海外営業本部営業推進部部長 平成29年10月　当社海外営業本部副本部長 平成30年　4月　当社執行役員（現任） 令和　2年　4月　当社海外営業本部長（現任）	2,600株
	取締役候補者とした理由 木村彰良氏は、商社における海外の事業分野に豊富な経験・実績・見識を有しており、平成29年入社以来、海外営業本部営業推進部部長、海外営業本部副本部長を歴任し、さらなる当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
6 再任 社外 独立	 西島　康二（にしじま　こうじ） (昭和24年５月15日生)	昭和48年　4月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行 平成15年10月　同行取締役兼代表執行役副社長 平成18年　6月　ダイア建設㈱（現㈱大和地所）代表取締役社長 平成25年　6月　ソーダニッカ㈱社外監査役 平成27年　6月　当社取締役（現任） 平成27年　6月　ソーダニッカ㈱社外取締役 令和 元年　6月　同社社外取締役退任	2,000株

社外取締役候補者とした理由

西島康二氏は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西島康二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西島康二氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。
4. 第1号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は西島康二氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
5. 当社は、西島康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、令和2年4月1日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しておりますので、所有する当社株式数は株式分割後の株式を基準に記載しております。

［第3号議案］監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1 新任 社内	 清水　敏夫（しみず　としお） (昭和30年２月６日生)	昭和52年　3月　当社入社 平成11年　4月　当社内部監査室マネージャー 平成26年　4月　当社海外営業本部業務部部長 平成27年　6月　当社常勤監査役（現任）	2,200株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 清水敏夫氏は、長年にわたり当社の内部監査室マネージャー、海外営業本部業務部部長、常勤監査役を歴任しており、当社の健全かつ適切な運営に必要となる知識・経験を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2 新任 社外	 中務　尚子（なかつかさ　なお　こ） （昭和40年４月８日生）	平成 ６年 ４月　弁護士登録 平成 ６年 ４月　中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成14年 ６月　当社監査役（現任） 平成20年 ４月　京都大学法科大学院非常勤講師（現任） 平成24年 ６月　ナカバヤシ㈱社外監査役 平成27年 ６月　ナカバヤシ㈱社外取締役［監査等委員］（現任）	200株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由 中務尚子氏は、弁護士であり、会社法務に精通し、これまで数多くの企業の法務業務や経営指導に従事しており、経営全般の監視・助言を期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
3 新任 社外 独立	 吉田　晋（よしだ　すすむ） （昭和31年４月24日生）	昭和56年 ４月　三菱ガス化学㈱入社 平成24年 ６月　同社執行役員 平成28年 ６月　同社取締役常務執行役員 コンプライアンス・内部監査室・経営企画部担当、内部統制推進委員会委員長 平成29年 ４月　同社取締役常務執行役員 機能化学品カンパニープレジデント 令和 元年 ６月　同社取締役常務執行役員退任	ー株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由 吉田晋氏は、化学メーカーにおける豊富な経験と経営管理に関する見識を有しており、経営全般の監視・助言を期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中務尚子氏および吉田晋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中務尚子氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって18年であります。
4. 第1号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は中務尚子氏および吉田晋氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
5. 吉田晋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、令和2年4月1日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しておりますので、所有する当社株式数は株式分割後の株式を基準に記載しております。

［第4号議案］取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成１８年６月２１日開催の第１３５回定時株主総会において年額２００百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、会社法第３６１条第１項および第２項の定めに従い、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件」の効力が生じますと、取締役は６名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

［第5号議案］監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第３６１条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額24百万円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

添付書類 事業報告 (平成31年４月１日から令和２年３月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 事業の経過および成果

①当社グループの業績 (単位：百万円、%)

	当期(第149期)	前期(第148期)	前期比
売　上　高	43,860	42,885	102.3
営 業 利 益	1,945	1,925	101.0
経 常 利 益	1,932	1,918	100.7
親会社株主に帰属する当期純利益	1,553	1,421	109.3

②連結売上高データ (単位：百万円、%)

	当期(第149期)	前期(第148期)	前期比
国内営業本部	25,943	24,924	104.1
海外営業本部	13,197	12,590	104.8
工機営業本部	4,719	5,369	87.9

売上ウェイトは国内営業本部59.1%、海外営業本部30.1%、工機営業本部10.8%です。海外売上高比率は前期から0.1ポイント増加し、32.5%になりました。

上記のような業績になった要因を、各営業本部ごとにご説明いたします。

(国内営業本部)

国内営業本部は、従来からの自動車の機能部品・消耗部品の販売を徹底するとともに、環境に適した新規商材の開発・販売に努めました。また、今年に入り新型コロナウイルス感染症の拡大によりユーザーの消費マインドが低下し、部品の交換点数の減少が顕著となりましたが、その中においても機能部品・消耗部品の安定供給に努めました。その結果、売上高は前期比104.1%の259億43百万円となりました。

(海外営業本部)

海外営業本部は、シンガポールの現地法人の販売が好調に推移し、アジアの売上が大きく伸びました。中南米向けの売上も微増でしたが、前期好調であったロシアは現地在庫調整の為、販売が減少、中近東アフリカは国ごとに増減差がありましたが全体ではほぼ横ばいでした。その結果、売上高は前期比104.8%の131億97百万円となりました。

(工機営業本部)

工機営業本部は、米国・中国を中心とした物量減によるフォークリフト需要の落込みや、景気後退による建設車両の生産減に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、建設・農業・産業車両の生産が大きく落ち込みました。その結果、売上高は前期比87.9%の47億19百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

①「持続する収益力」の維持・強化

＊最重要経営指標は売上高営業利益率（連結）であると捉え、4.5%を目標にします。

＊本年（2020年）はSPK創立103年目にあたり、これまでの100年の感謝を次の100年の未来の力につなぎ、環境適応企業として進化してまいります。

＊ぶれることのないSPK理念経営の下、役員・社員全員が危機感を共有し、一体感をもって難局に立ち向かいます。

＊あくまでも本業で勝ち抜くために、人材の育成と商品開発・販路の深掘に徹します。

②積極的な株主還元の実施

＊ステークホルダーへの感謝の気持ちを念頭に、「理念経営」を実践して、業績に連動した積極的な株主還元を実施します。中長期的視野に立った配当政策を経営方針としております。

＊当期（19年度）末配当は4円増配して38円配当となり、通期では5円増配の72円配当になります。過去の実績は以下のとおりです。

年　　度	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
配当（円）	16	21	26	28	30	32	34	37	40	43	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	67	72

＊当社は、令和２年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。当期（19年度）末配当については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

＊次期（20年度）の配当につきましては、現段階で業績予想が困難であることから未定としております。

③経営の先進性の追求

＊監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図り、一元的で分かり易い機関設計を実現します。

＊取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年とするとともに、すでに役員退職金制度を廃止して、緊張感をもって職務にあたっております。

今後の先行きを展望しますと、令和元年10月に実施された消費税増税による消費マインドの低下に加え、世界的に拡がる新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済への影響から、先行き不透明な状態が続いております。世界的な感染拡大から、輸出相手国の活動制限による受注減少や、商品や原料の輸入が制限される懸念が高まっており、国内においても新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、企業収益の大幅な悪化や、大規模な雇用調整が生じる可能性もあり、車の保有台数の減少や、自動車アフターマーケット市場での補修部品需要の低迷にも連鎖する可能性があります。また、当社では十分な商品を供給できる体制にはありますが、サプライチェーンの寸断による欠品も予想されます。

このような状況を踏まえ次期の連結業績見通しにつきましては、世界的に拡がる新型コロナウイルス感染症の影響は現時点では先が見えず、状況も日々深刻化しており、適正かつ合理的な判断が困難なことから未定とさせていただき、今後、合理的に予想可能となった時点で公表いたします。

(3) 設備投資の状況および資金調達の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は421百万円で、その主なものは次のとおりであります。

・建物及び構築物　113百万円

国内営業本部の子会社の谷川油化興業㈱の製品等の保管倉庫拡充に伴う倉庫の建設によるものであります。

・機械装置及び運搬具　82百万円

国内営業本部の子会社の谷川油化興業㈱の製品等の生産能力拡大に伴う機械設備の取得によるものであります。

・その他（リース資産）　66百万円

海外営業本部の子会社のＳＰＫシンガポールＰＴＥ．ＬＴＤ．の賃貸事務所倉庫に係るリース資産の取得によるものであります。

なお、当期における設備投資等（リース資産を除く）の所要資金は、全て自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

①当社グループの財産および損益の状況の推移

区　　分	第146期 (28/4～29/3)	第147期 (29/4～30/3)	第148期 (30/4～31/3)	第149期 (31/4～2/3)
売上高（百万円）	37,900	42,461	42,885	43,860
営業利益（百万円）	1,722	1,835	1,925	1,945
経常利益（百万円）	1,746	1,874	1,918	1,932
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,187	1,271	1,421	1,553
1株当たり当期純利益（円）	236.48	253.31	283.01	154.68
総資産（百万円）	21,226	23,697	25,085	25,832
純資産（百万円）	14,689	15,714	16,725	17,888
1株当たり純資産額（円）	2,925.57	3,129.59	3,331.01	1,781.31
ROE（自己資本当期純利益率）(%)	8.3	8.4	8.8	9.0

(注) 当社は、令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、第149期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

売上高 (単位：百万円)

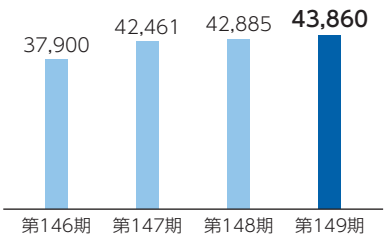

営業利益／経常利益 (単位：百万円)

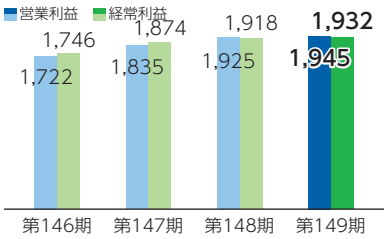

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)
1株当たり当期純利益 (単位：円)

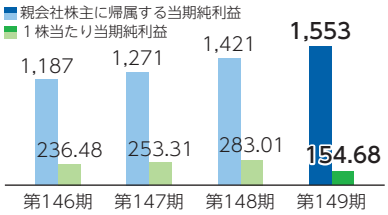

総資産／純資産 (単位：百万円)

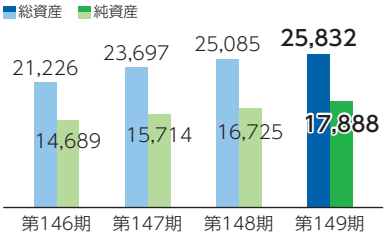

1株当たり純資産額 (単位：円)

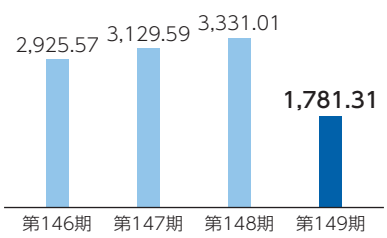

ROE（自己資本当期純利益率） (単位：%)

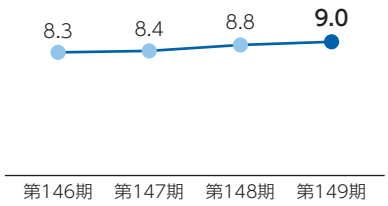

②当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第146期 (28/4～29/3)	第147期 (29/4～30/3)	第148期 (30/4～31/3)	第149期 (31/4～2/3)
売上高（百万円）	34,208	38,204	37,391	37,523
営業利益（百万円）	1,231	1,315	1,345	1,369
経常利益（百万円）	1,370	1,435	1,495	1,519
当期純利益（百万円）	977	1,009	1,173	1,215
1株当たり当期純利益（円）	194.63	201.04	233.71	121.07
総資産（百万円）	18,024	20,011	20,740	21,007
純資産（百万円）	12,723	13,458	14,296	15,124
1株当たり純資産額（円）	2,534.01	2,680.45	2,847.26	1,506.12
ROE（自己資本当期純利益率）（%）	7.9	7.7	8.5	8.3

(注)当社は、令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、第149期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

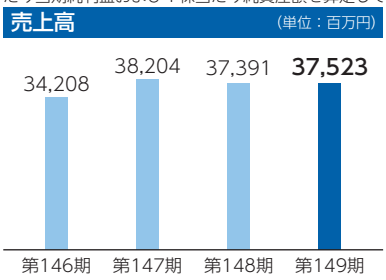

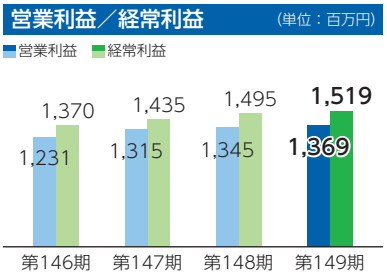

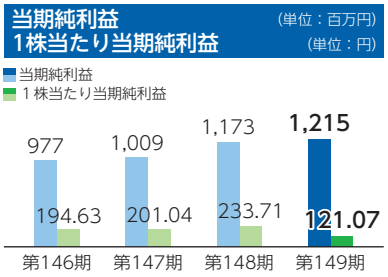

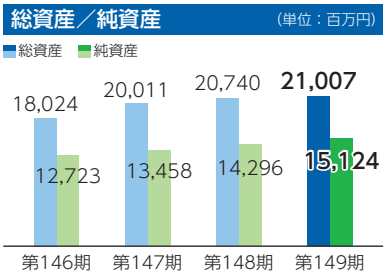

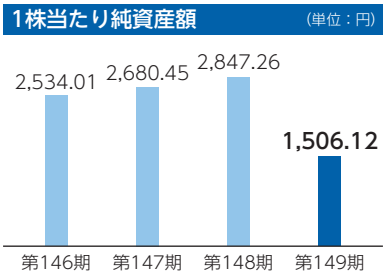

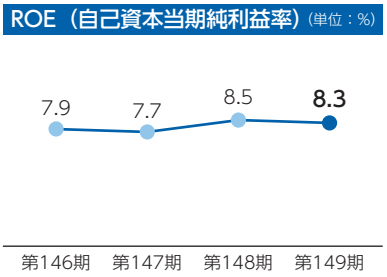

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社丸安商会	10百万円	100%	産業車両（フォークリフト・ショベル）用部品、用品の卸売業
SPKシンガポールPTE.LTD.	103百万円	100%	自動車部品の卸売業
谷川油化興業株式会社	30百万円	100%	オートケミカル用品の製造・販売
SPKビークルパーツCORP.	0.1百万円	100%	産業車両（フォークリフト・ショベル）用部品、用品の卸売業
NIPPON TRANS PACIFIC CORP.	1.4百万円	100%	自動車部品の卸売業

(6) 主要な事業内容 （令和２年３月31日現在）

当社グループは自動車部品と産業機械車両部品の国内販売および輸出入を主な事業内容としております。

(7) 主要な事業所 （令和２年３月31日現在）

①当社

＜本　　社＞　大阪市福島区福島５丁目５番４号
＜営 業 所＞　札幌・仙台・宇都宮・東京・埼玉・名古屋・富山・近畿（大阪市）・広島・米子・高松・福岡・鹿児島・沖縄
＜出 張 所＞　郡山・浜松・徳島・熊本
＜センター＞　外車部品（大阪市）
＜工　　機＞　東京工機部（東京都）
大阪工機部（大阪市）
＜そ の 他＞　カスタマイズドパーツ部（東京都）

②子会社

株式会社丸安商会	大阪市福島区福島８丁目18番14号
SPKシンガポールPTE.LTD.	5 Kallang Pudding Road #02-01 Isetan Warehouse Singapore 349309
谷川油化興業株式会社	横浜市鶴見区矢向１丁目13番11号
SPKビークルパーツCORP.	800 Wilcrest Drive, Suite# 225, Houston, Texas 77042
NIPPON TRANS PACIFIC CORP.	18620 Crenshaw Blvd, Torrance, CA90504 USA

(8) 従業員の状況 (令和２年３月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
371（104）名	8（△3）名	42.4歳	13.7年

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261（95）名	△1（△1）名	41.4歳	14.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (令和２年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	622百万円
株式会社三菱UFJ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	275

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（令和２年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 22,000,000株

② 発行済株式の総数 5,226,900株

③ 株主数 3,795名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	537,800	10.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	442,800	8.82
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT－CLIENT ACCOUNT	254,900	5.08
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	249,100	4.96
SPK社員持株会	246,106	4.90
渡部和子	151,000	3.01
日本生命保険相互会社	116,600	2.32
スタンレー電気株式会社	100,000	1.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	82,000	1.63
ミヤコ自動車工業株式会社	66,000	1.31

（注）持株比率は自己株式（205,856株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、令和2年3月9日開催の取締役会において、令和2年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は40,000,000株に、発行済株式の総数は10,453,800株となりました。

⑥ 株式分布状況

イ．発行済株式の総数　5,226,900株

個人・その他	2,049,796株（39.2%）
金融機関・金融商品取引業者	1,334,895株（25.6%）
外国法人等	882,518株（16.9%）
国内法人	753,835株（14.4%）
自己名義株式	205,856株（ 3.9%）

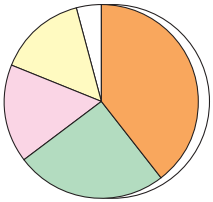

ロ．株主数　3,795名

個人・その他	3,561名（93.9%）
国内法人	107名（ 2.8%）
外国法人等	77名（ 2.0%）
金融機関・金融商品取引業者	49名（ 1.3%）
自己名義株式	1名（ 0.0%）

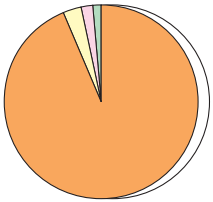

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (令和２年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	沖　恭一郎	
専務取締役	藤井　修二	管理本部長
取締役	井元　操	国内営業本部長
取締役	宮崎　政一	海外営業本部長
取締役	土居　正宏	工機営業本部長
取締役	西島　康二	(注) 1、4
常勤監査役	清水　敏夫	
監査役	榎　卓生	(注) 2、3、4、5
監査役	中務　尚子	弁護士、ナカバヤシ㈱社外取締役（監査等委員） (注) 2

(注) 1. 取締役西島康二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏および監査役中務尚子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西島康二氏および監査役榎卓生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 公認会計士・税理士、㈱マネージメントリファイン代表取締役、税理士法人大手前綜合事務所代表社員、㈱アイ・ピー・エス社外取締役、㈱きちりホールディングス社外監査役、㈱TBグループ社外監査役

(2) 取締役および監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	116,090千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,600千円)
監査役	3名	14,100千円
(うち社外監査役)	(2名)	(7,200千円)
合計	10名	130,190千円

(注) 1. 上表には、令和元年６月20日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 平成18年6月21日開催の第135回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は年額24百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および社外役員等としての重要な兼任の状況ならびに当該他の法人等と当社の関係

・監査役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前綜合事務所の代表社員、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役、株式会社きちりホールディングスの社外監査役および株式会社TBグループの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中務尚子氏は、ナカバヤシ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会および監査役会への出席状況

取締役西島康二氏は、当事業年度に開催された取締役会16回については全て出席しております。監査役榎卓生氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また監査役会7回については全てに出席しております。

監査役中務尚子氏は、当事業年度に開催された取締役会16回および監査役会7回については全て出席しております。

ロ．取締役会および監査役会における発言状況

取締役西島康二氏は、企業経営の見地から、監査役榎卓生氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から、監査役中務尚子氏は、弁護士としての専門的見地から、法令遵守の視点に立って取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役榎卓生氏および監査役中務尚子氏は、監査役会においても、同様の見地から適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,500千円
2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、SPKシンガポールPTE.LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要あると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを確保するため、以下の経営理念を全役職員に周知徹底させる。

誠実（Sincerity）に生き
情熱（Passion）を持って仕事をし
親切（Kindness）な対応ができる
企業人の集団

経営理念に基づき、コンプライアンス確保のための諸規程を整備し、適切な社内制度の運用を図る。
監査役および内部監査室は連携して、コンプライアンス体制について監査を行う。
社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を持たず、平素より毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書により記録し、保存する。文書規程に当該文書の保存期限等の管理体制を定め、情報を管理する。
監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社に及ぶ各種リスクは、管理本部が統括責任部署として、各部門と連携をとり体系的に管理する。
各部門の所轄業務に関わる各種リスクは、当該部門において関連法令・規程等に則り管理する。
リスクが生じた場合には、取締役会および経営会議において報告され、適正なリスク対応および管理体制を図る。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例の取締役会を開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催するものとする。
中期経営計画・年次計画を策定し、経営会議でその進捗状況を確認し対応を図ることにより、適切な業績管理を行う。

経営方針・戦略に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、事前に経営会議で十分協議・検討した上で取締役会にて決定を行う。
業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により、職務執行の権限・責任と手続を明確に定める。

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社に取締役または監査役を派遣し、当該役員は定期的に当社子会社との連絡会議を行い、円滑な情報交換と適正な業務体制を図る。
監査役および内部監査室は連携して、当企業集団におけるコンプライアンス体制について監査を行う。
取締役会は当企業集団における業務体制について見直し、改善を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役の補助者として指名された使用人に対する人事評価、異動等については、監査役の承認を得るものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、定例および臨時に開催される取締役会に出席する。
取締役および使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、毎月の経営の状況として重要な事項、法令および定款に違反するおそれのある事実、会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実等について、その内容を速やかに報告する。
監査役は、職務遂行に必要と判断される事項について、取締役および使用人に説明を求めることができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行が実効的に行われるよう、監査役は会計監査人および内部監査室と連携をとり、情報交換を行う。
内部監査室および管理本部は、監査役の職務執行の補助を行う。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備・運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

誠実（Sincerity）に生き情熱（Passion）を持って仕事をし、親切（Kindness）な対応ができる企業人の集団という当社グループの経営理念を取締役および従業員等に周知徹底し、実践しております。また、この経営理念の共有および実践により、コンプライアンス体制の推進を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録および経営会議議事録は、開催ごとに作成され、管理本部において厳重に保管されております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理本部が中心となり、各営業部門等と連携をとりながら、リスクマネジメントの強化を図っております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、業務分掌規程および職務権限規程等に基づき、審議・決裁・承認等の権限を明確に規定し、意思決定の迅速化を図っております。

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社に取締役または監査役の派遣、定期的な往査の実施、経営方針発表による当社グループの目標の共有化により、適切な情報伝達等を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室は組織上独立しており、管理本部とともに監査役の職務執行の補助を行っております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員等は、監査役からの要請に対して、業務の運営や課題等について報告を行うとともに、経営会議等の重要会議に出席を要請して適宜報告を行っております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室および管理本部が各営業本部と連携をとることにより、各営業所等の往査等の監査役監査の実効性を保っております。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備・運用を行うとともに、その改善を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と中長期的視野に立っての今後の事業展開に必要な内部留保を勘案し、配当政策を実施することを基本方針としております。しかしながら、次期以降の配当予測については、現在、世界的に拡がる新型コロナウイルス感染症の影響が現時点では先が見えず、合理的な配当予想の判断が困難なことから、未定といたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき38円とさせていただきました。すでに、令和元年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり34円とあわせまして、年間配当金は1株当たり72円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	当連結会計年度 令和２年3月31日現在	前連結会計年度 平成31年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	**21,464**	**20,788**
現金及び預金	5,473	4,950
受取手形及び売掛金	8,744	8,594
電子記録債権	1,319	1,499
商品及び製品	5,051	4,848
仕掛品	16	12
原材料及び貯蔵品	68	68
その他	805	827
貸倒引当金	△15	△13
固定資産	**4,367**	**4,297**
有形固定資産	**3,143**	**2,910**
建物及び構築物	961	865
機械装置及び運搬具	146	74
土地	1,893	1,893
その他	142	78
無形固定資産	**152**	**189**
ソフトウエア	30	25
その他	121	164
投資その他の資産	**1,072**	**1,197**
投資有価証券	256	425
繰延税金資産	229	198
その他	597	582
貸倒引当金	△10	△10
資産合計	**25,832**	**25,085**

科　目	当連結会計年度 令和２年3月31日現在	前連結会計年度 平成31年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	**6,995**	**7,133**
支払手形及び買掛金	4,320	4,560
短期借入金	845	870
1年以内返済予定の長期借入金	363	381
未払法人税等	415	348
賞与引当金	205	219
その他	844	753
固定負債	**948**	**1,227**
長期借入金	285	554
退職給付に係る負債	462	446
長期預り保証金	87	80
長期未払金	19	23
その他	94	122
負債合計	**7,944**	**8,360**
純 資 産 の 部		
株主資本	**17,772**	**16,560**
資本金	**898**	**898**
資本剰余金	**961**	**961**
利益剰余金	**16,348**	**15,136**
自己株式	**△435**	**△435**
その他の包括利益累計額	**115**	**164**
その他有価証券評価差額金	**95**	**145**
繰延ヘッジ損益	**4**	**0**
為替換算調整勘定	**16**	**18**
純資産合計	**17,888**	**16,725**
負債及び純資産合計	**25,832**	**25,085**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	当連結会計年度 平成31年4月 1 日から 令和 2 年3月31日まで	前連結会計年度 平成30年4月 1 日から 平成31年3月31日まで
売上高	**43,860**	**42,885**
売上原価	**36,657**	**35,752**
売上総利益	**7,202**	**7,132**
販売費及び一般管理費	**5,257**	**5,207**
営業利益	**1,945**	**1,925**
営業外収益	**211**	**182**
受取利息	1	0
受取配当金	32	7
仕入割引	129	124
その他	48	49
営業外費用	**224**	**188**
支払利息	7	5
売上割引	162	146
為替差損	37	22
その他	17	13
経常利益	**1,932**	**1,918**
特別利益	**356**	**177**
固定資産売却益	0	177
投資有価証券売却益	356	–
特別損失	**0**	**7**
事務所移転関連費用	0	7
固定資産除売却損	0	0
税金等調整前当期純利益	**2,288**	**2,088**
法人税、住民税及び事業税	744	657
法人税等調整額	△9	10
当期純利益	1,553	1,421
非支配株主に帰属する当期純利益	–	–
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,553**	**1,421**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年4月1日期首残高	898	961	15,136	△435	16,560
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△341		△341
親会社株主に帰属する当期純利益			1,553		1,553
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,211	△0	1,211
令和２年3月31日期末残高	898	961	16,348	△435	17,772

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成31年4月1日期首残高	145	0	18	164	16,725
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△341
親会社株主に帰属する当期純利益					1,553
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△49	3	△2	△48	△48
連結会計年度中の変動額合計	△49	3	△2	△48	1,162
令和２年3月31日期末残高	95	4	16	115	17,888

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数　5社

・連結子会社の名称　株式会社丸安商会
SPKシンガポールPTE.LTD.
谷川油化興業株式会社
SPKビークルパーツCORP.
NIPPON TRANS PACIFIC CORP.

(2) 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　SPKヨーロッパB.V.
SPKモーターパーツCO.,LTD.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（SPKヨーロッパB.V.、SPKモーターパーツCO.,LTD.他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SPKシンガポールPTE.LTD.、SPKビークルパーツCORP.及びNIPPON TRANS PACIFIC CORP. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

国内向商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の商品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……主として定率法によっております。

（リース資産を除く） ただし、当社および国内連結子会社は、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　8～50年

②無形固定資産……定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および国内連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社は、通常の営業過程における輸出入取引により発生する外貨建営業債権債務の将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、包括的な先物為替予約取引を行っております。また、リスクヘッジの手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみを行うものとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券　30百万円

上記に対応する債務は、買掛金173百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,587百万円

(3) 偶発債務

連結子会社以外の次の会社について取引先からの仕入債務に対し、債務保証を行っております。

・SPKヨーロッパB.V.　19百万円（EUR164千）

(4) 受取手形裏書譲渡高　183百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	5,226,900	－	－	5,226,900

（注）当社は、令和2年4月1日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ．平成31年4月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　170百万円
・1株当たり配当額　34円
・基準日　平成31年３月31日
・効力発生日　令和元年５月29日

ロ．令和元年10月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　170百万円
・1株当たり配当額　34円
・基準日　令和元年９月30日
・効力発生日　令和元年12月２日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和２年4月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　190百万円
・配当の原資　利益剰余金
・1株当たり配当額　38円
・基準日　令和２年３月31日
・効力発生日　令和２年６月１日

（注）当社は、令和２年４月1日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、令和２年３月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達の必要性が生じた場合には、銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務の為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、輸出取引から生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、包括的な先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価情報を取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しており、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、営業債権同様に先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした包括的な先物為替予約取引であり、その利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い銀行とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
⑴現金及び預金	5,473	5,473	－
⑵受取手形及び売掛金（＊2）	8,744	8,744	－
⑶電子記録債権	1,319	1,319	－
⑷投資有価証券 その他有価証券	255	255	－
⑸支払手形及び買掛金（＊2）	(4,320)	(4,320)	－
⑹長期借入金（1年以内返済予定を含む）	(649)	(648)	0
⑺デリバティブ取引（＊2）	5	5	－

（＊1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊2）為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該科目の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

すべてヘッジ会計の適用対象であり、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象である売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該科目の時価に含めて記載しております。また、原則的処理によるものは、取引先金融機関より提示された価格等に基づいて処理しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるので「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,781円31銭

(2) 1株当たり当期純利益　154円68銭

(注) 当社は、令和２年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」と「1株当たり当期純資産」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、令和２年３月９日開催の当社取締役会の決議に基づき、令和２年４月１日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

（1）株式分割の目的

投資単位当たりの金額の引き下げにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

①分割の方法

令和２年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,226,900株
株式分割により増加する株式数	5,226,900株
株式分割後の発行済株式総数	10,453,800株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	令和２年３月16日
基準日	令和２年３月31日
効力発生日	令和２年４月１日

④1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「1株当たり情報」に記載しております。

（3）株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184 条第2項の規定に基づき、令和2年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 22,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 40,000,000株とする。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

③定款変更の日程

効力発生日　令和２年４月１日

（4）その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	当　期 令和２年3月31日現在	前　期 平成31年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	**17,098**	**16,569**
現金及び預金	3,927	3,506
受取手形	2,564	2,493
電子記録債権	1,144	1,330
売掛金	5,070	4,983
商品	3,705	3,542
前渡金	54	63
関係会社短期貸付金	64	109
未収入金	377	404
未収消費税等	165	122
その他	32	23
貸倒引当金	△9	△11
固定資産	**3,909**	**4,171**
有形固定資産	**1,821**	**1,814**
建物	704	721
土地	1,010	1,010
リース資産	10	21
その他	95	61
無形固定資産	**123**	**145**
ソフトウエア	10	1
電話加入権	9	9
リース資産	102	134
投資その他の資産	**1,964**	**2,210**
投資有価証券	255	424
関係会社株式	1,357	1,485
出資金	12	12
長期貸付金	7	9
長期前払費用	4	3
繰延税金資産	244	167
差入保証金	55	56
その他	36	61
貸倒引当金	△10	△10
資産合計	**21,007**	**20,740**

科　目	当　期 令和２年3月31日現在	前　期 平成31年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	**5,182**	**5,440**
支払手形	811	1,019
買掛金	2,946	2,981
1年以内返済予定の長期借入金	287	296
リース債務	56	64
未払金	412	373
未払費用	53	57
未払法人税等	318	285
賞与引当金	170	188
前受金	71	89
預り金	46	75
その他	7	8
固定負債	**701**	**1,003**
長期借入金	87	374
リース債務	58	92
退職給付引当金	462	446
長期預り保証金	87	80
長期未払金	5	9
負債合計	**5,883**	**6,443**
純 資 産 の 部		
株主資本	**15,024**	**14,150**
資本金	**898**	**898**
資本剰余金	**961**	**961**
資本準備金	961	961
利益剰余金	**13,600**	**12,725**
利益準備金	136	136
その他利益剰余金	13,463	12,589
別途積立金	7,080	7,080
繰越利益剰余金	6,383	5,509
自己株式	**△434**	**△434**
評価・換算差額等	**99**	**145**
その他有価証券評価差額金	**95**	**145**
繰延ヘッジ損益	**4**	**0**
純資産合計	**15,124**	**14,296**
負債及び純資産合計	**21,007**	**20,740**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	当　　期 平成31年4月１日から 令和２年3月31日まで	前　　期 平成30年4月１日から 平成31年3月31日まで
売上高	**37,523**	**37,391**
売上原価	**32,085**	**31,922**
売上総利益	**5,437**	**5,468**
販売費及び一般管理費	**4,068**	**4,122**
営業利益	**1,369**	**1,345**
営業外収益	**342**	**314**
受取利息及び配当金	177	154
仕入割引	129	124
その他	35	36
営業外費用	**192**	**164**
支払利息	1	2
売上割引	161	146
その他	29	15
経常利益	**1,519**	**1,495**
特別利益	**356**	**177**
固定資産売却益	0	177
投資有価証券売却益	356	–
特別損失	**158**	**7**
事務所移転関連費用	0	7
固定資産除売却損	0	–
関係会社株式評価損	157	–
税引前当期純利益	**1,718**	**1,665**
法人税、住民税及び事業税	559	491
法人税等調整額	△57	1
当期純利益	**1,215**	**1,173**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成31年4月1日期首残高	898	961	136	7,080	5,509	12,725
当期の変動額						
剰余金の配当					△341	△341
当期純利益					1,215	1,215
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期の変動額合計	–	–	–	–	874	874
令和２年3月31日期末残高	898	961	136	7,080	6,383	13,600

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成31年4月1日期首残高	△434	14,150	145	0	145	14,296
当期の変動額						
剰余金の配当		△341				△341
当期純利益		1,215				1,215
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）			△49	3	△46	△46
当期の変動額合計	△0	874	△49	3	△46	828
令和２年3月31日期末残高	△434	15,024	95	4	99	15,124

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
国内向商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
海外向商品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法によっております。
（リース資産を除く）　ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　8～50年
工具・器具及び備品　2～20年
無形固定資産……定額法によっております。
（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

(5) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ヘッジ方針
当社は、通常の営業過程における輸出入取引により発生する外貨建営業債権債務の将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、包括的な先物為替予約取引を行っております。また、リスクヘッジの手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみを行うものとしております。
④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
①消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
②輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産
投資有価証券　30百万円
上記に対応する債務は、買掛金173百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　808百万円

(3) 偶発債務
次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
・SPKシンガポールPTE.LTD.　1,049百万円
次の関係会社について取引先からの仕入債務に対し、債務保証を行っております。
・SPKヨーロッパB.V.　19百万円（EUR164千）
連結子会社以外の次の会社について従業員に対する労働債務に対し、債務保証を行っております。
・NIPPON TRANS PACIFIC CORP.　12百万円（US$110千）

(4) 受取手形裏書譲渡高　234百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　453百万円
短期金銭債務　120百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高　1,861百万円
仕入高　967百万円
営業取引以外の取引高　144百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	205,800	56	－	205,856

（注）1.自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り56株による増加分であります。
2.当社は、令和２年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、　上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認	21百万円
未払賞与否認	51百万円
未払事業税否認	18百万円
退職給付引当金否認	138百万円
関係会社株式減損	47百万円
その他	18百万円
繰延税金資産合計	295百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	50百万円
繰延税金資産の純額	244百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	SPK シンガポール PTE.LTD.	（所有）直接 100.0	当社商品の販売先・仕入先及び販売情報の提供元	債務保証（注1）	1,049	—	—
子会社	NIPPON TRANS PACIFIC CORP.	（所有）直接 100.0	当社商品の販売先・仕入先及び販売情報の提供元	貸付金（注2）	49	関係会社短期貸付金	64
				債務保証（注3）	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）SPKシンガポールPTE.LTD.の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。

（注2）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注3）NIPPON TRANS PACIFIC CORP.の労働債務につき、債務保証を行ったものであります。

1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,506円12銭

（2）1株当たり当期純利益　121円07銭

（注）当社は、令和２年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」と「1株当たり当期純資産」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、令和２年３月９日開催の当社取締役会の決議に基づき、令和２年４月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

（1）株式分割の目的

投資単位当たりの金額の引き下げにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

①分割の方法

令和２年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,226,900株
株式分割により増加する株式数	5,226,900株
株式分割後の発行済株式総数	10,453,800株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	令和２年３月16日
基準日	令和２年３月31日
効力発生日	令和２年４月１日

④1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「1株当たり情報」に記載しております。

（3）株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、令和２年４月１日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

②定款変更の内容

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 22,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 40,000,000株とする。

変更の内容は以下のとおりであります。

③定款変更の日程

効力発生日　令和２年４月１日

（4）その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

SPK株式会社
取締役会　御中

令和２年５月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松村　豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林　雅史 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SPK株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SPK株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

SPK株式会社
代表取締役　沖　恭一郎 殿

令和２年５月26日

SPK株式会社　監査役会
常勤監査役　清水　敏夫 ㊞
社外監査役　榎　卓生 ㊞
社外監査役　中務　尚子 ㊞

当監査役会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第149期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

SPK株式会社
取締役会　御中

令和２年５月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松村　豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林　雅史 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、SPK株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

SPK株式会社
代表取締役　沖　恭一郎 殿

令和２年５月26日

SPK株式会社　監査役会
常勤監査役　清水　敏夫 ㊞
社外監査役　榎　　卓生 ㊞
社外監査役　中務　尚子 ㊞

当監査役会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	当連結会計年度 平成31年4月 1 日から 令和 2 年3月31日まで	前連結会計年度 平成30年4月 1 日から 平成31年3月31日まで
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,288	2,088
減価償却費	222	163
長期前払費用償却額	3	2
貸倒引当金の増減額（減少：△）	2	0
賞与引当金の増減額（減少：△）	△14	△7
退職給付に係る負債の増減額（減少：△）	41	8
受取利息及び受取配当金	△34	△7
支払利息	7	5
投資有価証券売却損益（△は益）	△356	－
有形固定資産除売却損益（△は益）	0	△177
売上債権の増減額（増加：△）	8	△439
たな卸資産の増減額（増加：△）	△209	△265
仕入債務の増減額（減少：△）	△229	454
その他	0	△63
小　計	1,730	1,761
利息及び配当金の受取額	33	7
利息の支払額	△7	△5
法人税等の支払額	△674	△666
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,082	1,096
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	－	△59
定期預金の払戻による収入	－	200
投資有価証券の売却による収入	432	－
子会社株式の取得による支出	△30	－
有形固定資産の取得による支出	△200	△505
有形固定資産の売却による収入	0	288
無形固定資産の取得による支出	△11	△6
貸付による支出	－	△3
その他	17	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	207	△93
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（減少：△）	△25	325
長期借入金による収入	120	200
長期借入金の返済による支出	△406	△388
リース債務の返済による支出	△111	△66
配当金の支払額	△341	△331
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△764	△260
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	**△2**	**△8**
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額（減少：△）	**523**	**733**
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	**4,851**	**3,972**
Ⅶ 連結範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（減少：△）	**－**	**145**
Ⅷ 現金及び現金同等物の期末残高	**5,374**	**4,851**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

主要経営指標の推移（連結ベース）

区　　分	第146期 (28/4～29/3)	第147期 (29/4～30/3)	第148期 (30/4～31/3)	第149期 (31/4～2/3)
総資産経常利益率 (%)	8.4	8.3	7.9	7.6
売上高営業利益率 (%)	4.5	4.3	4.5	4.4
売上高当期純利益率 (%)	3.1	3.0	3.3	3.5
自己資本比率 (%)	69.2	66.3	66.7	69.2
ROA（総資産利益率）(%)	5.7	5.7	5.8	6.1
営業活動による1株当たりキャッシュ・フロー (円)	265	81	218	216
1株当たり配当金 (円)	63	65	67	72

総資産経常利益率 (単位：%)

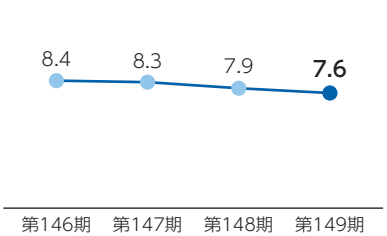

売上高営業利益率／売上高当期純利益率 (単位：%)

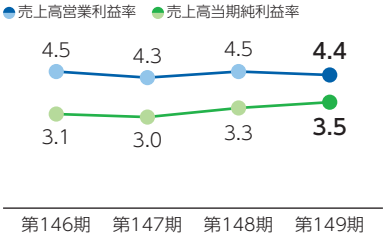

自己資本比率 (単位：%)

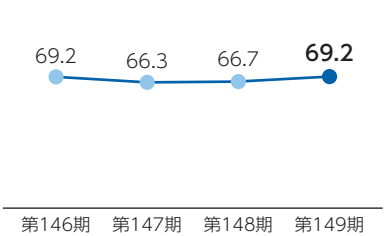

ROA（総資産利益率） (単位：%)

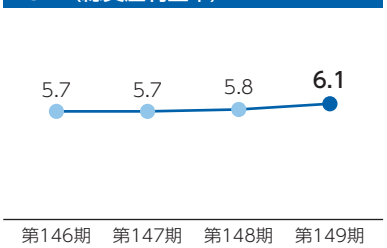

営業活動による1株当たりキャッシュ・フロー (単位：円)

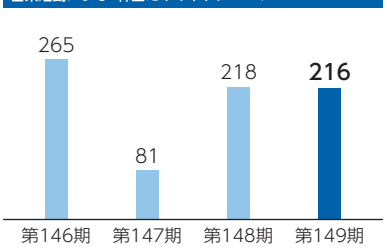

1株当たり配当金 (単位：円)

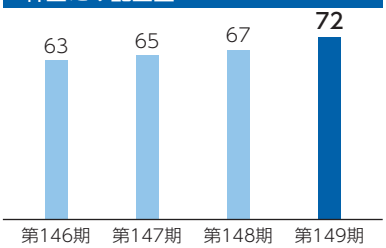

株価の推移

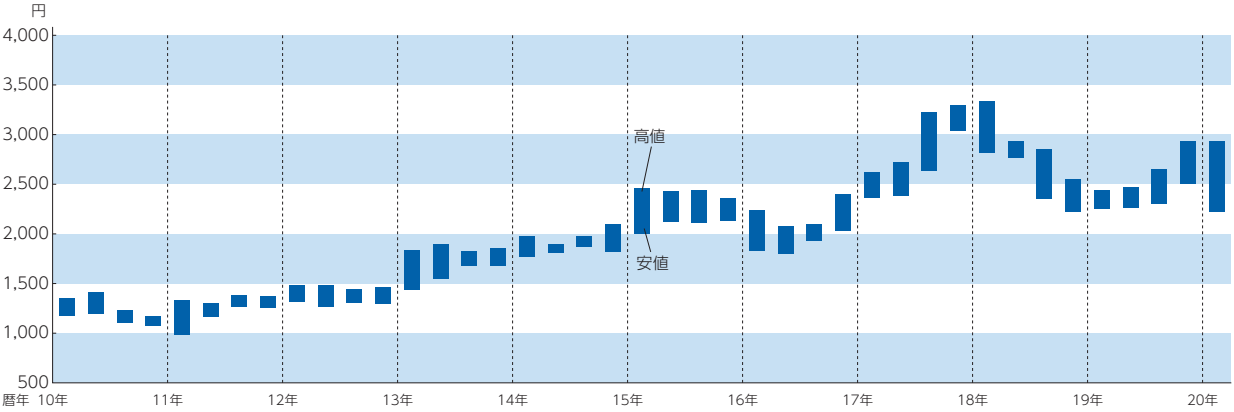

株式関連指標

	15年3月期	20年3月期	倍率
売上高（百万円）	38,334	43,860	1.14
経常利益（百万円）	1,668	1,932	1.16
株主数（名）	3,421	3,795	1.11
海外株主保有比率（%）	14.5	16.9	2.4P
時価総額（億円）	115.7	131.4	1.14
期末株価（円）	2,214	2,514	1.14
日経平均株価（円）	19,206	18,917	0.98

役員（令和2年6月23日以降は下記役員構成を予定しております）

取締役

代表取締役社長		沖　恭一郎
専務取締役	管理本部長	藤井　修二
取締役	国内営業本部長	井元　操
取締役	工機営業本部長	土居　正宏
取締役	海外営業本部長	木村　彰良
社外取締役		西島　康二
取締役	監査等委員	清水　敏夫
社外取締役	監査等委員（弁護士）	中務　尚子
社外取締役	監査等委員	吉田　晋

会社概要

商号	ＳＰＫ株式会社
証券コード	7466（東京証券取引所市場第一部）
本社所在地	〒553-0003　大阪市福島区福島５丁目５番４号 電話06-6454-2531　FAX06-6454-2494
ホームページ	http://www.spk.co.jp/
会社設立	1917年（大正６年）
営業目的	自動車部品・用品／卸・輸出入 産業機械車両部品／企画・販売
取引銀行等	㈱三菱UFJ銀行・㈱みずほ銀行・㈱りそな銀行・三菱UFJ信託銀行㈱

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年
定時株主総会	６月
剰余金の配当の基準日	期末配当金　毎年３月31日 中間配当金　毎年９月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行㈱
同連絡先	三菱UFJ信託銀行㈱　大阪証券代行部 〒541-8502　大阪市中央区伏見町３丁目６番３号 電話　0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告方法	電子公告 公告掲載URL　http://www.spk.co.jp/

ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

（ご注意）

1．株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。

3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

MEMO

株主総会 会場ご案内図

大阪市北区梅田２丁目５番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 ザ･テラスルーム（４階）
電話 06-6343-7000（代表）

交通のご案内

ＪＲ「大阪駅」桜橋口より	徒歩約７分
ＪＲ「福島駅」より	徒歩約６分
阪神「大阪梅田駅」西出口より	徒歩約５分
阪神「福島駅」東出口より	徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。